

個人情報の開示について

東京都がん検診センター所長

当センターでは、財団法人東京都保健医療公社個人情報の保護に関する規程に基づき、当センターが保有する受診者の方の保有個人情報について、開示手続を行っています。

受診者の方は、当センターが保有するご自身の個人情報について、当センターに対し開示を求めることができます。

—開示手続について—

- (1) 申出窓口
事務室医事係「受診者の声相談窓口」
- (2) 申出できる人
 - ① ご本人
 - ② 未成年者又は成年被後見人の法定代理人等
- (3) 申出方法
申出窓口に保有個人情報開示申出書をご用意しておりますので、窓口までお越し下さい。
- (4) 本人確認
申出には、ご本人又はその法定代理人であることを証明する書類が必要です。申出の際は、次に掲げる証明書類のいずれかを窓口にご提示ください。
 - ① 本人の場合
運転免許証、旅券、健康保険証、その他公的機関が発行する証明書等
 - ③ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人の場合
①に掲げる書類及び本人との関係を証明する書類（戸籍謄本等）
- (5) 開示の決定
 - ① 原則、申出書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に、開示の可否を決定します。ただし、開示の対象となる個人情報の量が多い場合や開示の可否の決定に時間を要する場合などは、14日を超える場合があります。
 - ② 開示することで、本人や第三者の権利・利益を害するおそれがある場合などは、例外的にその全部又は一部について開示しないことがあります。
- (6) 開示の方法
受診者の方のご希望を伺い、「閲覧（視聴）」又は「写しの交付」により開示いたします。
- (7) 開示手数料
開示の方法として「写しの交付」をした場合は、財団法人東京都保健医療公社個人情報の保護に関する規程に定める金額に基づき、開示手数料を負担していただきます。「閲覧」のみの場合は、手数料はかかりません。
- (8) 開示を受けた個人情報に誤りなどがあった場合
開示を受けた個人情報の内容に誤りや事実でない記載があった場合は、その訂正や利用停止を求めることができます。
- (9) 開示に関するお問い合わせ等
開示についてご不明な点などがある場合は、申出窓口までお問い合わせください。

なお、当センターでは、インフォームド・コンセントの理念に基づき、「財団法人東京都保健医療公社が運営する地域病院における診療情報提供に関する指針」に従い、ご家族など請求者の範囲を広げた診療情報の提供を行っております。こちらの手続につきましても、上記申出窓口までお問い合わせください。